

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付のお知らせ

子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給しています。(一定の収入制限あり)

広報紙「つながり」12月15日号において「5万円現金分」の給付を案内していましたが、政府の方針転換を受け、子育て世帯のみなさまに、卒業、入学や新学期を迎えるにあたり、より様々な用途に活用していただけるよう、10万円の現金を一括で支給します。

対象児童＝

- ①令和3年9月分の児童手当支給対象となる児童
- ②令和3年9月30日時点で高校生(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童(保護者の所得が児童手当の支給対象となる金額と同等未満の場合)
- ③令和3年10月から令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童(新生児)

受給対象者＝

- ①令和3年9月分の児童手当を受給している人(9月生まれを含む)＝**申請不要**
 養育する高校生がいる場合は高校生分を含めて令和3年12月24日に振込みました
 ただし、公務員の人は**要申請**
- ②高校生のみを養育している人＝**要申請**
- ③令和3年12月から令和4年3月までに生まれた児童の児童手当を受給している人＝**要申請**
 令和3年10月から11月までに生まれた児童の児童手当を申請済の人は、児童手当支給認定の後、1月以降順次振込しています
 ただし、公務員の人は**要申請**

※生計を維持する程度の高い者の所得で判定されません。(児童手当受給者もしくはそれに準じる対象者)

※所得制限限度額は、児童手当の所得制限に準じます。所得制限により、現在、特例給付を受給している人は対象になりません。所得制限限度額についてはホームページでご確認ください。

※申請が必要と思われる人には、令和3年12月末に申請書を送付しました。ホームページからもダウンロードできます。(申請後、審査があります。所得制限や養育要件により、支給できない場合があります。)

給付額＝対象児童1人につき10万円

申請・問合せ＝子育て支援課 児童福祉係(120番窓口・内線522)または郵送で3月31日(木)必着にて受付

令和3年中に家屋を新築・増改築・取り壊しされたみなさんへお知らせ

家屋の固定資産税・都市計画税は毎年1月1日現在に存在するものに課税されます。次のような場合は手続きが必要となります。

◆新築・増改築をしたとき

令和3年1月2日以降に新築・増改築された家屋は令和4年度から固定資産税・都市計画税の課税対象になります。課税のもととなる評価額を算出するため、家屋の構造、間取り、資材、建築設備などを確認する家屋調査を行います。登記を完了された人から、順次連絡します。ご協力をお願いします。

◆取り壊したとき

登記されている家屋は法務局で滅失登記を行ってください。未登記の家屋は税務課固定資産税第2係にご連絡ください。

※家屋を取り壊すと、土地の税額が変わる場合があります。詳しくは下記へお問い合わせください。

◆未登記家屋の所有者を変更するとき

売買や相続、譲渡などで所有者が変更になった場合は、届け出が必要となります。

◆建物の登記について

建物を新築や増築、取り壊した場合には不動産登記法により登記をしなければならないと定められています。登記の手続きについては、奈良地方法務局 登記部門(☎0742-23-5230)にお問い合わせください。

問合せ＝税務課 固定資産税第2係(内線284)

一般廃棄物処理業(収集運搬業・処分業)許可申請の受付について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項および同条第6項の規定による許可申請を受け付けます。

申請＝2月1日(火)～28日(月)(土・日曜、祝日は除く)の8時30分～12時・14時～16時に、許可申請書(市指定様式)等の必要書類を清掃センターへ提出してください

※申請書等の提出は、2月15日(火)までにご協力をお願いいたします。

※申請書等は、できるだけ市ホームページからダウンロードしてください。

申請・問合せ＝清掃センター(☎53-3463)

受診にはクーポン券が必要です。クーポン希望者は、保健センターへご連絡ください。

風しんの抗体検査・定期予防接種

| 事業名 | 日時 | 対象・備考 | 実施期間 | 実施場所 |
|--------------|---|-------|----------------|--------|
| ■風しん抗体検査 | 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性 | なし | 令和4年3月31日(木)まで | 指定医療機関 |
| ■風しん予防接種(5期) | 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性で抗体検査の結果十分な量の抗体がなかったため予防接種が必要と判定された人 | | | |

◆新型コロナウイルスワクチン接種後もマスク着用等の感染対策をお願いします。(保健センターさんで郡山)